

山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業補助金交付要綱（令和5年山鹿市告示第51号）の一部を次のように改正する。

題名中「Uターン子育て世帯」を「Uターン子育て世帯等」に改める。

第1条中「Uターン子育て世帯」の次に「及びUターン若者世帯（以下「Uターン子育て世帯等」という。）」を加える。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) Uターン若者世帯 過去に1年以上継続して本市の住民基本台帳に記載されていた者で市外に転出したものが、定住の意思をもって配偶者と共に本市に転入する場合におけるその世帯をいう。ただし、事前承認の申請時点で夫及び妻のいずれも40歳未満の世帯に限る。

第3条第1号中「Uターン子育て世帯」を「Uターン子育て世帯等」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項中「山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業計画承認申請書」を「山鹿市Uターン子育て世帯等住宅支援事業計画承認申請書」に、同項第1号中「山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業調査票」を「山鹿市Uターン子育て世帯等住宅支援事業調査票」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第7条中「山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業補助金交付申請書」を「山鹿市Uターン子育て世帯等住宅支援事業補助金交付申請書」に改める。

様式第1号中「山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業計画承認申請書」を「山鹿市Uターン子育て世帯等住宅支援事業計画承認申請書」に、「Uターン子育て世帯」を「Uターン子育て世帯等」に改め、同様式添付書類中第1号を次のように改める。

(1) 山鹿市Uターン子育て世帯等住宅支援事業調査票

様式第1号添付書類中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を12号とし、第14号を第13号とする。

様式第2号中「山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業補助金交付申請書」を「山鹿市Uターン子育て世帯等住宅支援事業補助金交付申請書」に、「Uターン子育て世帯」を「Uターン子育て世帯等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山鹿市Uターン子育て世帯等住宅支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に承認を受ける者について適用し、同日前に同項の承認を受けた者については、なお従前の例による。